

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
新本クリニック整形外科	広島市東区牛田本町六丁目1番27号 5階	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
クリスタル歯科クリニック	広島市東区牛田東二丁目12番36号	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
くまさん脳クリニック	広島市南区東雲本町2丁目4-22	令和 7年 6月 1日	令和13年 5月31日
ゆうひ内科循環器クリニック	広島市西区三篠町三丁目22-8レジデンス三篠1F	令和 7年 6月 1日	令和13年 5月31日
さくらんぼ薬局 三篠店	広島市西区三篠町三丁目22番8号レジデンス三篠1階	令和 7年 6月 1日	令和13年 5月31日
安佐南おなかの内科・内視鏡クリニック	広島市安佐南区緑井5-29-11SUZUKIビル3階	令和 7年 6月 1日	令和13年 5月31日
ふじた消化器内科クリニック	広島市安佐南区中筋4丁目13-15	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
おごろち歯科・矯正歯科	広島市安佐南区高取北一丁目4番25-1号	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
レデイ薬局 川内店	広島市安佐南区川内六丁目27番25号	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
しらさぎ診療所	広島市佐伯区楽々園二丁目1番34号しらさぎビル1階	令和 7年 5月 1日	令和13年 4月30日
県立二葉の里病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	令和7年4月1日	令和13年3月31日